

令和8年度税制改正大綱 速報解説

中小企業・個人事業主・皆様の未来に関わる重要ポイント



田代直人税理士事務所

令和8年度税制大綱 概要



【全体像】 今回の改正を読み解くキーワード



【最重要】 「年収の壁」はこう変わる



【事業者向け】 インボイス・経費の新ルール



【ご家庭向け】 NISA・住宅ローン控除の変更点

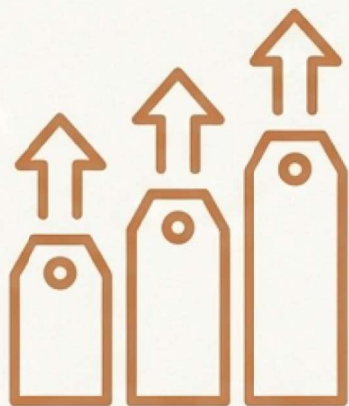


【投資家向け】 暗号資産・富裕層課税の行方



【まとめ】 今から準備すべきこと

今回の税制改正を読み解く2つのキーワード



物価高への対策

国民の負担を軽減するため、基礎控除や給与所得控除を引き上げ、実質的な減税を目指します。

通勤手当や食事補助の非課税枠も約40年ぶりに拡大されます。



「不公平感」の是正

EV（電気自動車）とガソリン車の税負担の差や、高所得者の税負担率が下がる「1億円の壁」問題など、様々な分野での公平性を目指した見直しが行われます。

【所得税】 扶養内で働ける「年収の壁」が178万円へ

BEFORE (～2025年)

160万円

AFTER (2026年～)

178万円



所得税がかからなくなる年収の上限が大幅に引き上げられます。
これは「基礎控除」と「給与所得控除」の金額が増額されるためです。

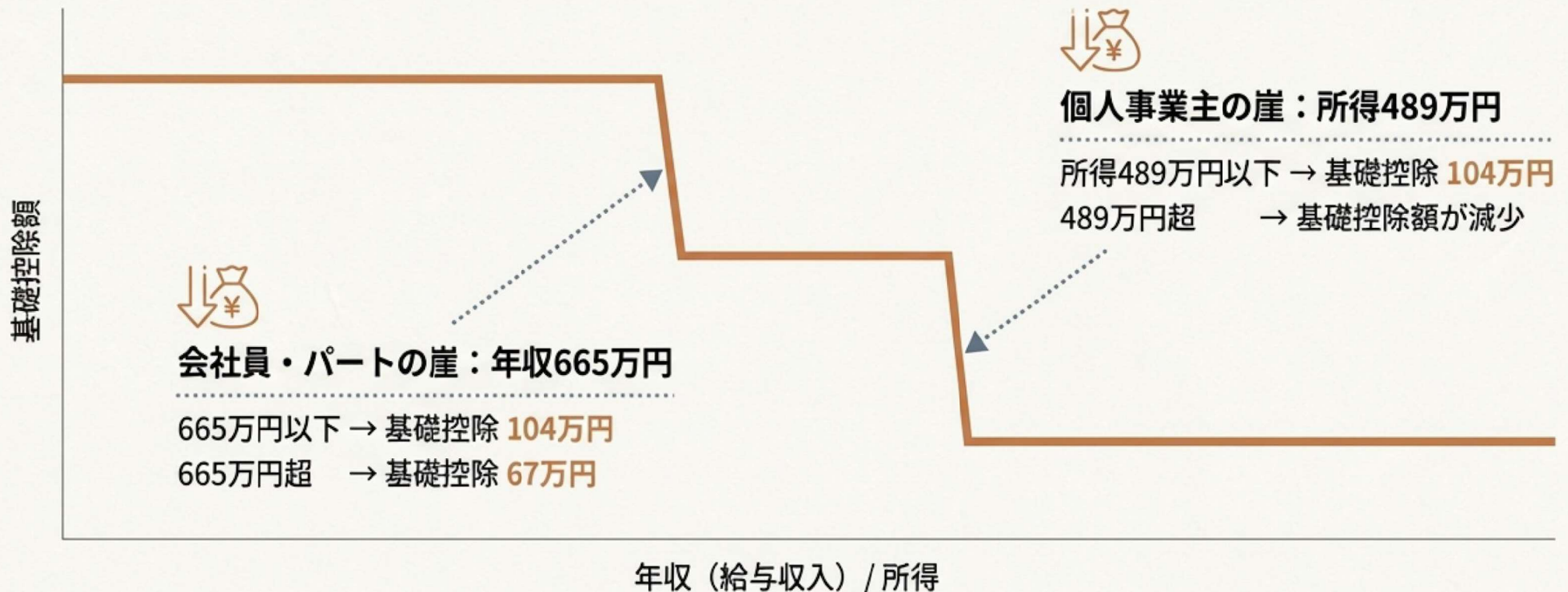
控除額はこう変わる：基礎控除・給与所得控除の増額

控除の種類	～2025年	2026年～
基礎控除	95万円	104万円
給与所得控除（最低額）	65万円	74万円
合計	160万円	178万円

※給与年収665万円以下の場合の金額です。

要注意！所得が急減するゾーンとなる新たな「崖」

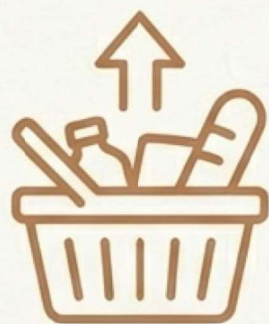
一定の年収を超えると基礎控除額が急激に下がる「崖」が新たに生まれます。
収入を調整した方が有利になる可能性も。



この「崖」付近の所得の方は、税率の変動も踏まえた慎重な所得計画が必要です。

控除額は物価に連動する「スライド制」へ移行

今回の控除額改定は一時的なものではありません。
今後は2年ごとに、直近2年間の消費者物価指数（CPI）の上昇率を基に
控除額が見直される制度が導入されます。
これにより、将来の物価上昇にも自動的に対応する仕組みとなります。



消費者物価指数（CPI）



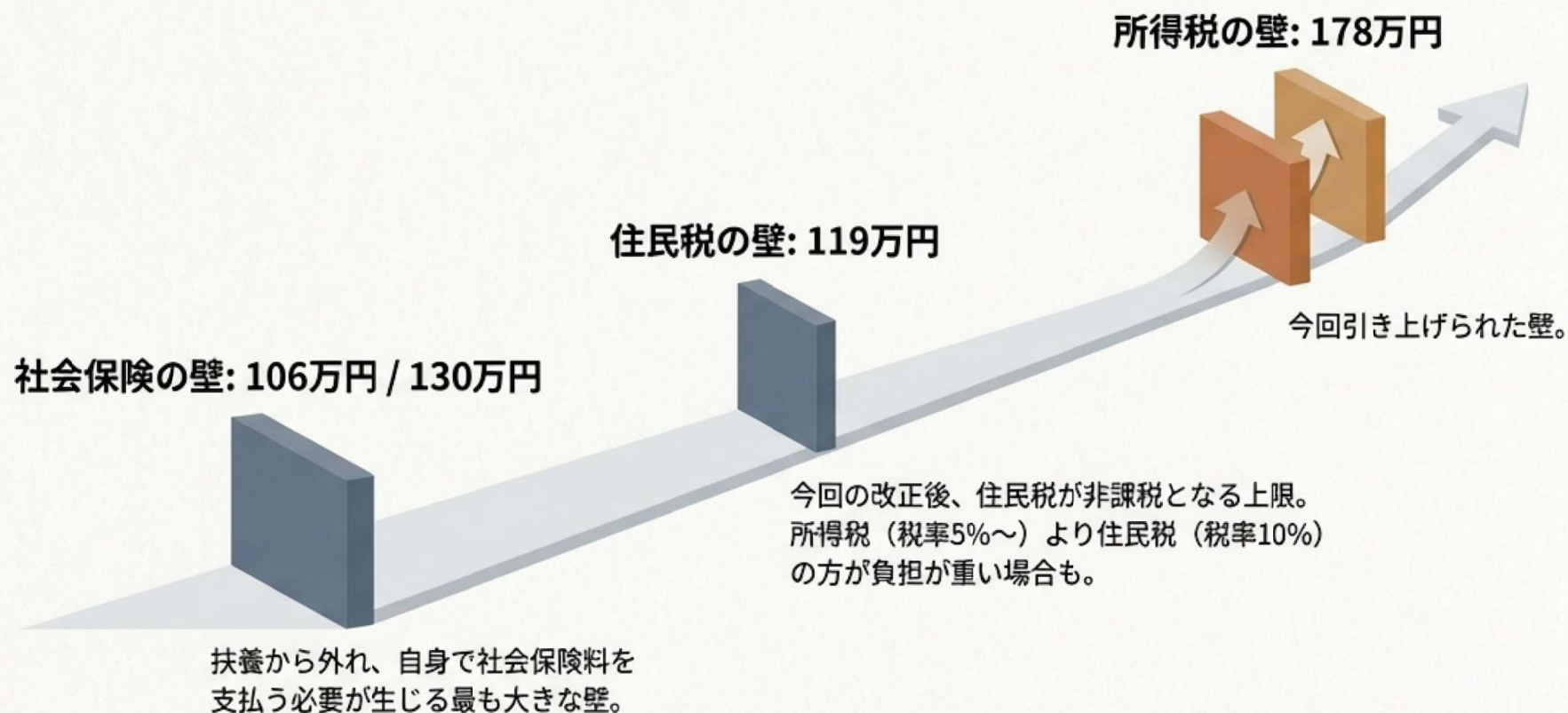
2年ごと見直し



控除額改定

重要：住民税・社会保険の壁は変わりません

今回の改正は所得税に関するものです。働き方を左右する他の「壁」は依然として存在するため、注意が必要です。



【インボイス制度】 事業者にも有利な経過措置の変更

① 買い手側：仕入税額控除の経過措置

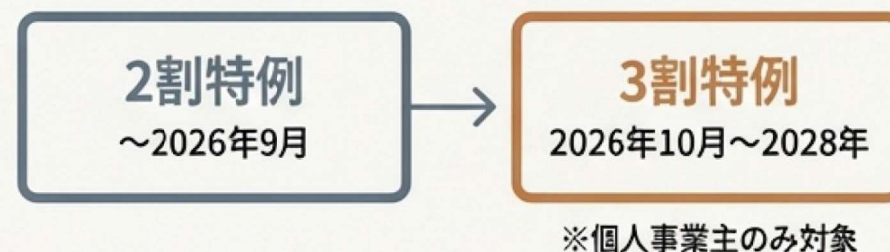
免税事業者からの仕入れでも、一定割合を控除できる期間が変更・延長されます。



② 売り手側：2割特例から3割特例へ

インボイス登録した元免税事業者の納税額を売上税額の2割とする「2割特例」は2026年9月で終了。

その後、個人事業主に限り、2028年まで納税額を3割とする「3割特例」が導入されます。
(法人は対象外)



青色申告と経費のルールが変わります（2027年～）



青色申告特別控除の見直し

- ・ 75万円控除（新設）：訂正・削除履歴が残る優良な電子帳簿を使用する場合。
- ・ 65万円控除：e-Tax（電子申告）が必須に。これまでの「優良な電子帳簿保存」要件は廃止。
- ・ 10万円控除：2年前の収入が1,000万円以下の事業者に限定。

少額減価償却資産の特例を拡充

1点あたりの購入価額が**30万円未満**の資産を全額経費にできる特例の上限が、**40万円未満**に引き上げられます。（年間合計300万円の上限は変更なし）

適用時期：2026年4月～

通勤・食事手当の非課税枠が約40年ぶりに拡大



① 遠距離のマイカー通勤手当

片道55km以上の場合、非課税
限度額が**38,700円**から、距
離に応じて最大**66,400円**ま
で拡大。



② マイカー通勤の駐車場代

これまで全額課税対象だった
駐車場代の会社負担分が、月
5,000円まで非課税に。



③ 従業員への食事代補助

社員食堂などで会社が負担で
きる非課税枠が、月**3,500円**
から月**7,500円**に増額。

0歳から可能に！「子どもNISA」が創設されます

18歳未満でもNISA口座の開設が可能になります。

年間投資枠

60万円（つみたて投資枠のみ）



生涯非課税限度額

600万円

引き出し制限

- 原則として**12歳**まで引き出しはできません。
- 12歳以降も、引き出しには子どもの同意が必要で、用途は子どものためのものに限定されます。

住宅ローン控除は5年延長、ただし内容が変化

2025年末で期限切れ予定だった住宅ローン控除が、5年間延長されます。

主な変更点



【拡充】

中古住宅（既存住宅）の借入限度額が最大3,000万円→**4,500万円**に、適用期間が10年→**13年**に拡大。（2026年～）



【縮小】

省エネ基準を満たさない住宅は2028年から対象外に。



【対象外】

災害危険区域に指定された場所の新築住宅は対象外に。

その他、ご家庭に関わる税制の変更点



子育て世帯の生命保険料控除の上乗せが継続

0歳から22歳の子どもがいる世帯を対象に、生命保険料控除の最大額を4万円から6万円に増額する措置が、2026年に続き2027年も継続されます。

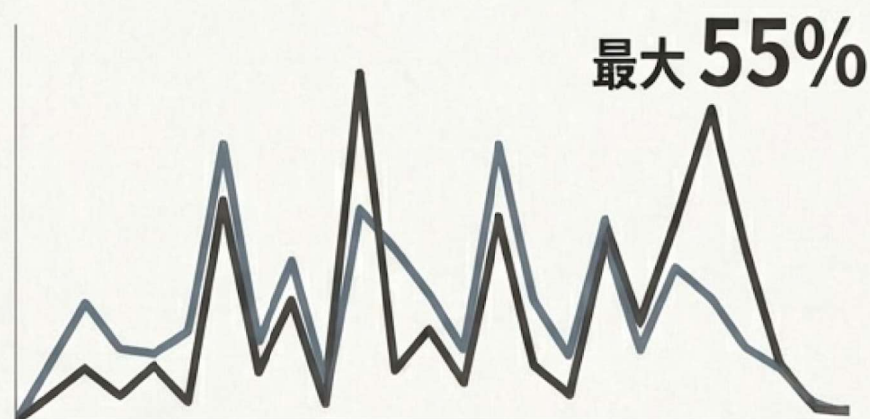


教育資金の一括贈与の非課税制度は終了

祖父母などから孫へ教育資金を1,500万円まで非課税で贈与できる制度は、使い勝手の悪さなどから不人気のため、2026年3月末で廃止が確定しました。

【朗報】暗号資産の税制が株式と同様の「分離課税」へ

現状（総合課税）



給与所得など他の所得と合算して課税。

改正後（分離課税）

20.315%（株式やFXと同様）

他の所得とは分離して課税。



Additional Benefits：損失が出た場合、`3年間の繰越控除`が可能に。

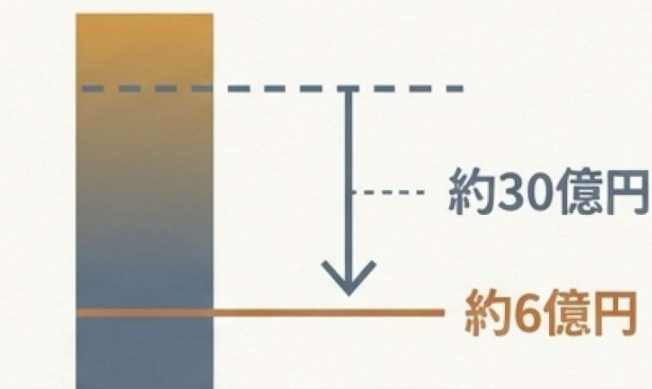


適用時期：関連法案の改正・施行の翌年から。早くとも2027年以降の見込み。

富裕層への課税が段階的に強化されます

ミニマム課税（富裕層課税）の強化

「1億円の壁」問題に対応するため、超高所得者に追加で課税する制度の対象が拡大。増税の対象となる所得水準が、これまでの約30億円以上から、**約6億円以上**に引き下げられます。



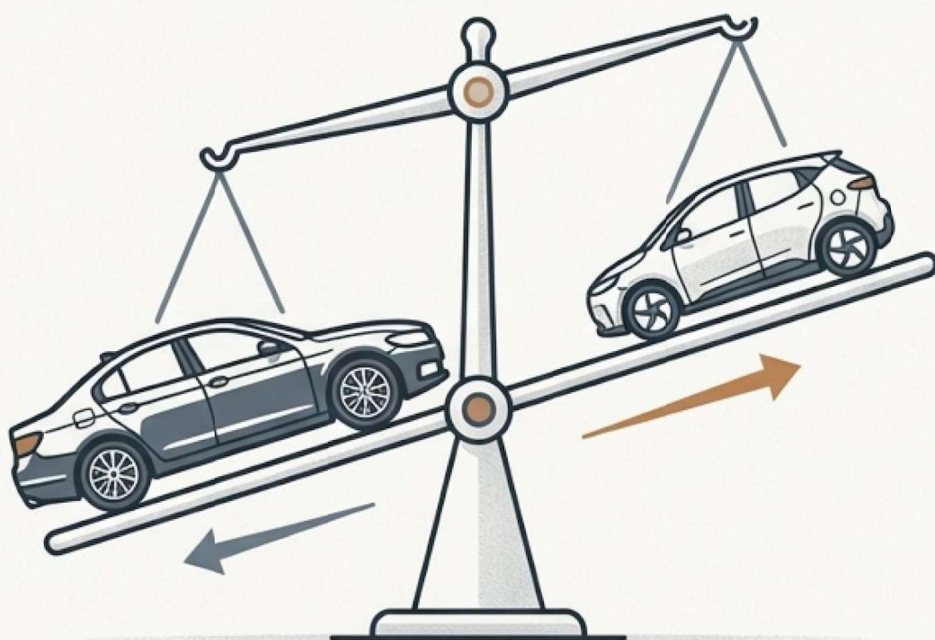
ふるさと納税に上限を設定

これまで実質的に上限がなかったふるさと納税の控除額に、**438万円**という上限が設けられます。
(給与収入1億円超の方が対象の目安)



自動車税制の転換点：EVへの課税が本格化

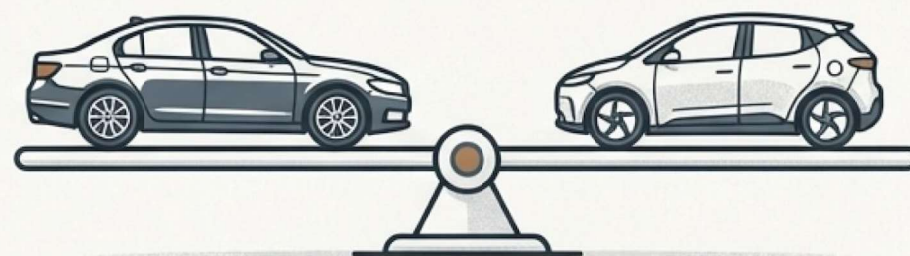
これまでのEV優遇税制から、道路の維持管理費などを公平に負担する方向へ転換します。



排気量基準

変更点（2028年～）：

- 👉 自動車税：排気量がないEVに対し、新たに**車両の重さ**に応じた課税方式を導入。(2028年4月以降の新車から)
- 👉 自動車重量税：車検時に支払う重量税も、ガソリン車より重い税負担に。



重量基準

💡 **Core Rationale:** ガソリン車はガソリン税を負担しているが、EVは負担していない。その不公平感を是正する目的。

令和8年度 税制改正大綱 主要項目まとめ

項目	改正内容	主な対象者	適用時期（予定）
所得税の壁	基礎控除・給与所得控除増額により、年収の壁が160万円→178万円に。	会社員、パート	2026年～
新たな崖	年収665万円（会社員）、所得489万円（個人事業主）で控除額が急減。	中所得者、個人事業主	2026年～
インボイス制度	経過措置が変更（買い手：70%控除へ、売り手：3割特例導入）	全事業者	2026年～
青色申告	75万円控除新設、65万円控除はe-Tax必須化。	個人事業主	2027年～
子どもNISA	0歳から開設可能。年間60万円、生涯600万円の非課税枠。	子育て世帯	未定
住宅ローン控除	5年延長。中古住宅は拡充、省エネ基準は厳格化。	住宅購入者	2026年～
暗号資産	最大55%の総合課税 → 20.315%の分離課税へ。	投資家	2027年～
EV課税	排気量基準から重量基準の課税へ移行。	EVオーナー	2028年～

今から準備すべきこと



1. ご自身の「年収の壁」への影響を再確認しましょう。

所得税の壁は178万円に上がりますが、社会保険の106/130万円の壁は残ります。ご自身の働き方に最適な収入プランをご検討ください。



2. 事業主の方はインボイス・青色申告の新ルールに対応しましょう。

インボイスの経過措置や青色申告75万円控除など、有利な制度を活用するための準備が必要です。



3. ご自身の状況に合わせた最適な税務戦略については、ぜひご相談ください。

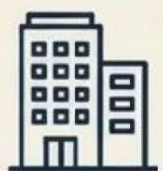
今回の改正は多岐にわたります。個別の影響や対策については、専門家である私たちがサポートします。

相続税・贈与税 解説内容



Chapter 1. 事業承継の追い風

経営者の皆様に朗報。事業承継税制の特例措置が延長されました。



Chapter 2. 不動産節税への警鐘

不動産オーナー・投資家の皆様は要注意。相続直前の不動産購入による節税策に新たな規制がかかります。



Chapter 3. 家族への贈与、新たな潮流

人気の贈与制度が一つ終了し、新たな選択肢が登場。贈与戦略の転換点が訪れています。



まとめと今後の対策

改正のポイントを一覧で確認し、皆様が今すぐ取るべきアクションを提示します。

Chapter 1. 事業承継の追い風

**経営者の皆様へ：
事業承継税制の特例、
期限延長が決定**



なぜ延長？：依然として多い、事業承継を控える経営者層

経営者の年齢割合の変化



経営者の年齢構成は変化していますが、物価高などの不透明な経営環境もあり、事業承継の準備が完了していない企業がまだ多く存在します。今回の延長は、こうした実態を踏まえた重要な措置です。

【結論】 特例承継計画の提出期限が延長されます

対象制度	法人版 事業承継税制（特例措置）	個人版 事業承継税制
延長期間	1年6ヶ月 延長	2年6ヶ月 延長
新提出期限	令和9年9月30日まで	令和10年9月30日まで

ポイント：計画提出までの準備期間が確保されました。
この機会を最大限に活用することが重要です。

経営者の皆様への影響と、今すべきこと



得られたもの：貴重な「時間」

後継者の選定・育成、自社株評価の対策、関係者との合意形成など、複雑な承継準備に十分な時間を充てることが可能になりました。



注意点：あくまで「時限措置」

この特例措置は恒久的なものではありません。期限到来を見据え、早期に具体的な計画に着手することが、円滑な事業承継の鍵となります。



ご提案

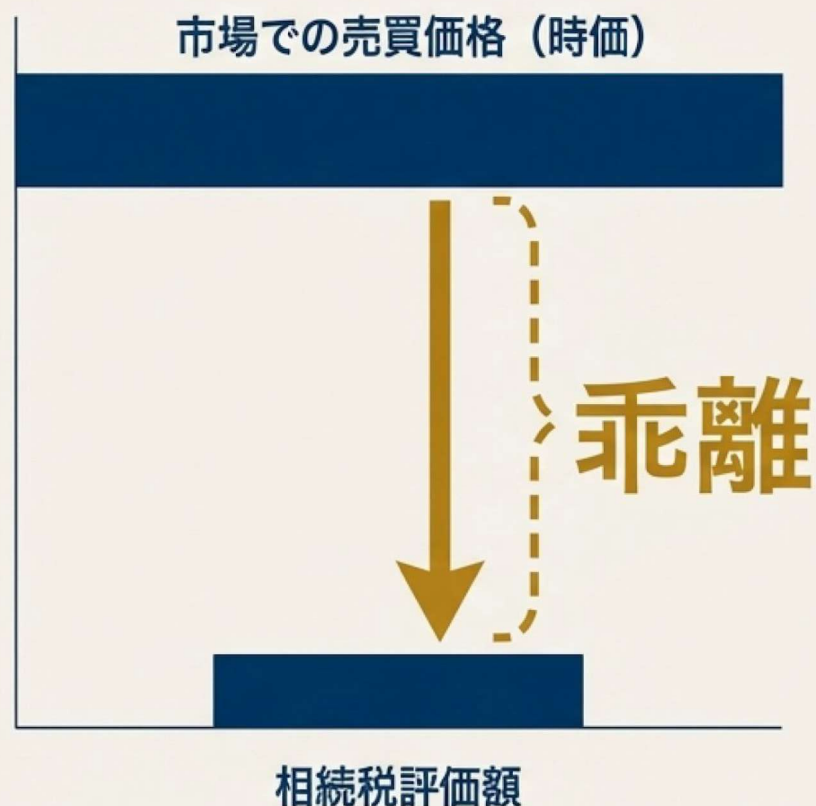
この延長期間を活かし、貴社の状況に合わせた最適な事業承継プランを改めて見直しませんか？

Chapter 2. 不動産節税への警鐘

不動産オーナー・投資 家の皆様へ：相続直前の 不動産購入による節策に 新たな規制



改正の背景：「公平性」を損なう過度な節税への対応



これまでの課題

投資用不動産、特にマンションは、市場での売買価格（時価）と、相続税を計算する際の評価額（路線価・固定資産税評価額）との間に大きな乖離がありました。

この価格差を利用し、相続直前に高額な不動産を購入することで、相続税を大幅に圧縮する手法が問題視されていました。

政府の方針

今回の改正は、こうした実態を「課税の公平性」の観点からは是正するためのものです。

どう変わる？ 購入後5年以内の相続は評価方法が激変

【改正前】



【改正後】（購入後5年以内の相続）



相続開始前5年以内に購入した貸付用不動産は、路線価評価ではなく、
購入価格の約8割が評価額の目安となります。

対象となる方・物件の範囲

影響を受ける可能性のある方

- ☑ 相続対策として、これから不動産の購入を検討している方
 - ☑ ここ数年で、投資用・貸付用の不動産を購入された方
-

対象となる物件

他人に賃貸している全ての不動産が対象です。

- ・マンション（1戸）
 - ・一棟マンション、アパート
 - ・オフィスビル、貸店舗 など
-

今後の注目点

「**不動産の小口化商品**」についても、同様に**過度な節税策を防止する方向**で検討が進められています。今後の動向に注意が必要です。

今後の戦略：短期的な節税から長期的な資産計画へ



不動産を活用した相続対策が終わるわけではない

5年という期間を経過すれば、これまで通りの評価方法が適用される可能性が高いです。



求められる視点の転換

- 「相続直前の駆け込み対策」は通用しなくなります。
- これからは、より長期的な視点での不動産ポートフォリオの構築が重要になります。



ご提案

既に保有している不動産の購入時期を確認し、今後の購入・売却計画について、この新しい「5年ルール」を前提に戦略を再構築することをお勧めします。

Chapter 3. 家族への贈与、新たな潮流

お子様・お孫様へ贈与
を考える皆様へ：
教育資金贈与の終了と、
新たな選択肢



一つの時代の終わり：教育資金贈与の非課税制度が終了へ

制度名

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

概要

祖父母などから孫一人あたり最大1,500万円まで、教育資金を非課税で一括贈与できる制度。

終了時期

令和8年3月31日をもって終了（延長なし）。

なぜ終了するのか？

- ・ **使い勝手の悪さ**：金融機関での口座開設や、資金を引き出す際の厳格な手続きが負担に。
- ・ **限定的な用途**：学校の授業料などは対象ですが、例えば「ランドセル代」は対象外とされるなど、教育に直接関連しない費用には使えず、不人気でした。

新たな選択肢：「子どもNISA」の登場

投資非課税制度が、次世代への資産承継ツールへ



概要：

0歳から口座開設が可能になる、新しいNISA（少額投資非課税制度）が創設されます。

これまでの教育資金贈与と異なり、用途の自由度が高く、投資による資産の成長も期待できるため、新しい生前贈与の選択肢として注目されています。

制度比較：教育資金贈与 vs. 子どもNISA

比較項目	教育資金贈与（旧制度）	子どもNISA（新制度）
非課税限度額	最大1,500万円（一括）	年間60万円／生涯600万円（積立）
資金の用途	教育関連費用に厳格に限定 （領収書等での証明が必要）	12歳以降、子の同意があれば 子のために自由に引き出し可
自由度・手続き	低い・煩雑	高い・柔軟
資産運用	不可	可能（運用益も非課税）

「子どもNISA」活用の重要ポイント

主な特徴

- 対象年齢：0歳から口座開設可能
- 年間投資枠：60万円（つみたて投資枠）
- 非課税保有限度額：600万円



最も重要な注意点：引き出し制限

- 12歳になるまで：原則として引き出しはできません。あくまで子どもの将来のための長期的な資産形成が目的です。
- 12歳以降：引き出すには「本人の同意」と「本人のための用途」であることが要件となります。親が自由に使える資金ではない点に注意が必要です。

相続税・贈与税 改正ポイント総まとめ

改正項目	主な内容	皆様への影響
事業承継税制	特例承継計画の提出期限を延長 (法人：R9.9末、個人：R10.9末)。	【有利】 経営者にとっては計画見直しの好機。
貸付用不動産の評価	購入後5年以内の相続は、評価額が 「購入価格の約8割」に。	【要注意】 短期的な節税効果は大大幅減。長期計画が必須に。
教育資金贈与	令和8年3月末で制度が終了。	【要注意】 駆け込み利用の検討、 または代替策への移行が必要。
子どもNISA	0歳から利用可能な非課税投資制度 が創設。	【有利】 新しい生前贈与・資産形 成の有力な選択肢。